

京都市告示第93号

京都市市営住宅条例第36条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市市営住宅の管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本 頼兼

受託者の 名 称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人 京都市住 宅サービ ス公社	京都市南区 西九条東比 永城町75番 地	1 次に掲げる市営住宅の入居に関する事務並びに同住宅及びその共同施設の保全、修繕、改良その他維持修繕及び維持管理に関する事務 上賀茂，東天王町，高野，山端北，山端南，三宅，三宅第二，山科，東野，日ノ岡，御陵，音羽千本，音羽，大宅，柳辻西，柳辻，西野山，勸修寺第一，勸修寺第二，勸修寺北，八条，唐橋，唐橋第二，南烏丸，東九条，九条，上烏羽口，蜂ヶ丘，葛野，西大路，西京極，嵯峨，広沢，大覚寺，

		<p>川西，檜原，洛西東新林，洛西北福西，洛西南福西，洛西東竹の里，桃陵，向島，醍醐中山，醍醐南，醍醐中，醍醐東，醍醐西，小栗栖，石田東，石田西，大受，いわたの森，越後屋敷，深草，深草第三，七瀬川，鈴塚，桜島，竹田，下鳥羽，久我のもり，木津，下津及び際目の各市営住宅</p> <p>2 東松ノ木市営住宅及びその共同施設の保全，修繕，改良その他維持修繕及び維持管理に関する事務</p> <p>3 二条市営住宅の公募に関する事務</p>
--	--	--

(都市計画局住宅室住宅管理課)